

【モノクロ複合機】

1. グリーン購入法適合品であること。
2. 日本エコマーク適合品であること。
3. 国際エネルギースタープログラム適合品であること。
4. 設置する複合機は、製造業者から直接出荷される新造機であること。
5. 複合機に必要な機能
 - (1) コピー機能
 - (2) F a x機能
 - (3) ネットワーク接続機能
 - (4) 自動両面原稿送り機能
 - (5) 両面印刷機能
 - (6) パソコンからの出力機能
 - (7) スキャナ機能
 - (8) シフトソート機能
 - (9) 設定情報のバックアップ機能
6. 4段の給紙カセットを本体に装着していること。
7. 手差しトレイを装着していること。
8. 用紙の排出部分を2つ以上有していること。また、各機能（コピー、F a x、プリント）毎に分けて排出設定が可能であること。
9. 本体内にメモリ 2 G B以上有していること。
10. 出力のオート「縦」「横」自動回転機能を有していること。
11. 2 in 1の縮小コピー機能を有していること。
12. 給紙が計2,500枚以上可能なこと。
13. 割り込みコピー機能を有していること。
14. 連続読み込み機能を有していること。
15. 読み取り解像度は600dpi×600dpi以上であること。
16. 書き込み解像度は1800dpi相当×600dpi以上であること。
17. 階調数は256階調以上であること。
18. 25%～400%ズームを行えること。
19. 連続印刷速度（A4横）は35枚/分以上程度であること。
20. F a x受信用紙に600dpi×600dpiの出力を行えること。
21. F a x機能はスーパーG3対応であること。
22. F A S E C（F a xセキュリティガイドライン）に適合したセキュリティ対策を搭載していること。
23. ネットワークに接続されたパソコンからF a xを送信できる機能を有していること。
24. パソコンからの出力精度（解像度）は1800dpi相当×600dpi以上であること。

25. Windows 7からWindows 10までのパソコン用のプリンタドライバ(32bit、64bit)を提供できること。
26. Ethernetに接続できるインターフェイスを有していること。
27. スキャンデータの配信は、配信ソフトやサーバ等のハードウェアを導入することなく、指定のファイルサーバの任意フォルダに送信できること。
28. スキャンデータはPDFを前提とすること。
29. スキャンデータにパスワードの設定ができること。
30. スキャンデータは600dpi×600dpiの出力を行えること。
31. 出力等の操作を液晶のタッチパネルにて行えること。
32. A3～A5及びハガキ、封筒に印字出力できること。
33. 操作ログの取得ができ、印刷したファイル名、送信したFax番号などを元に検索ができること。
34. 原則、複合機本体内にはデータが蓄積されないこと。
35. 複合機本体内のHDDにデータを蓄積する場合は自動で暗号化すること。
36. 複合機から受託者へ通知する情報は、カウンター情報、トナー残量などの必要最低限の情報であること。
37. 外部ネットワークから複合機へのアクセス(リモートメンテナンス等)は不可とする。
38. 管理者以外の者が容易に設定変更できないよう管理者権限が設定されていること。
39. その他セキュリティタスクのある機能は、事前に協議の上、無効化すること。

【カラー複合機】

1. グリーン購入法適合品であること。
2. 日本エコマーク適合品であること。
3. 国際エネルギースタープログラム適合品であること。
4. 設置する複合機は、製造業者から直接出荷される新造機であること。
5. 複合機に必要な機能
 - (1) コピー機能
 - (2) ネットワーク接続機能
 - (3) 自動両面原稿送り機能
 - (4) 両面印刷機能
 - (5) パソコンからの出力機能
 - (6) スキャナ機能
 - (7) シフトソート機能
 - (8) 設定情報のバックアップ機能
6. 4段の給紙カセットを本体に装着していること。
7. 手差しトレイを装着していること。
8. 用紙の排出部分を2つ以上有していること。また、各機能（コピー、プリント）毎に分けて排出設定が可能であること。
9. 本体内にメモリ 8GB以上有していること。
10. 出力のオート「縦」「横」自動回転機能を有していること。
11. 2 in 1 の縮小コピー機能を有していること。
12. 給紙が計2,500枚以上可能なこと。
13. 割り込みコピー機能を有していること。
14. 連続読み込み機能を有していること。
15. 読み取り解像度は600dpi×600dpi以上であること。
16. 書き込み解像度は1800dpi相当×600dpi以上であること。
17. 階調数は256階調以上であること。
18. 25%～400%ズームを行えること。
19. 連続印刷速度（A4横）は35枚/分以上程度であること。
20. パソコンからの出力精度（解像度）は1800dpi相当×600dpi以上であること。
21. Windows7からWindows10までのパソコン用のプリンタドライバ（32bit、64bit）を提供できること。
22. Ethernetに接続できるインターフェイスを有していること。
23. スキャンデータの配信は、配信ソフトやサーバ等のハードウェアを導入することなく、指定のファイルサーバの任意フォルダに送信できること。
24. スキャンデータはPDFを前提とすること。

25. スキャンデータにパスワードの設定ができること。
26. スキャンデータは600dpi×600dpi の出力を行えること。
27. 出力等の操作を液晶のタッチパネルにて行えること。
28. A3～A5 及びハガキ、封筒に印字出力できること。
29. 操作ログの取得ができ、印刷したファイル名などを元に検索ができること。
30. 原則、複合機本体内にはデータが蓄積されないこと。
31. 複合機本体内のHDDにデータを蓄積する場合は自動で暗号化すること。
32. 複合機から受託者へ通知する情報は、カウンター情報、トナー残量などの必要最低限の情報であること。
33. 外部ネットワークから複合機へのアクセス（リモートメンテナンス等）は不可とする。
34. 管理者以外の者が容易に設定変更できないよう管理者権限が設定されていること。
35. その他セキュリティタスクのある機能は、事前に協議の上、無効化すること。

※仕様書（3. 保守内容）補足事項

1. 本市は複合機の所有権を有しないこと。
2. 複合機の提供に際しては、動産総合保険を付保すること。
ただし、故障修理不能時に同等機能を有する代替機種を無償で設置できる場合は、この限りでない。
3. 本市の取扱責任者である上下水道局経営企画室職員に対して、使用方法の説明、指導を行うこと。
4. 複合機が故障した場合、本市の要請に基づき速やかに修理を行うこと。
また、修理不能となり、業務に支障をきたすような状態となった場合には、速やかに機器の交換を行うこと。
5. 作業の実施は、原則として本市の開庁時間である平日の8時45分から17時15分までの間で行うこと。
6. 作業を実施する際は、予め本市へ保守作業員の情報を伝えるとともに、前項の時間内は常に保守連絡を受けることができる体制をとること。
7. 複合機は令和2年7月1日までに使用が可能となるよう設置すること。
8. 既存複合機について、新複合機を設置するための一時的な移設に係る支援を行うこと。